

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定
処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号		40		担当課		環境・ゼロカーボン推進課	
法令名	土壌汚染対策法	根拠条項	第27条第2項	不利益処 分の種類	許可の取消し等の場合の措置 命令				
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) (許可の取消し等の場合の措置義務) 第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。 2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。									